

藤沢市市税条例等の一部改正について
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例
（藤沢市市税条例の一部改正）

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「乗じて得た金額」を「乗じて得た金額に10万円を加算した金額」に改める。

第14条第1項第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第15条の2中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第22条の2中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第30条の4の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第30条の5 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第51条第4項において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされ、死亡している個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第51条第4項中「又は」を「若しくは」に改め、同項中「申告すべき事項」を「又は現所有者が第30条の5の規定により申告すべき事項」に改める。

附則第15項第3号中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第25項を附則第24項とし、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

25 法附則第60条第3項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として市の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のすべてとする。

(藤沢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤沢市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち附則に1項を加える規定中「附則に」を「附則中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、附則に」に改める。

附則ただし書き中「附則に1項を加える」を「附則の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第11条及び第15条の2の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中第14条の改正規定 令和4年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の藤沢市市税条例第11条及び第15条の2の規定は、令和3年度以降の年度分の市民税について適用し、令和2年度分までの市民税については、なお

従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、登記名義人等が死亡した場合における固定資産を現に所有している者の申告制度が創設されたこと、新型コロナウイルス感染症等により中止等がされた指定行事に対する入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例が設けられたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。